



福岡県医発第2553号(地)
平成21年 3月17日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担取扱要領の一部改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので
ご連絡いたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を
改正する省令（平成20年厚生労働省令第183号）及び結核医療の基準の全部改
正（平成21年厚生労働省告示第16号）につきましては、平成21年3月17日
付福岡県医発第2552号（地）の文書をもって貴会宛お送りいたしました。

本省令等の施行に伴い、標記取扱要領の一部を別添「新旧対照表」のとおり
改正し、平成21年2月1日から適用されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各
位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉



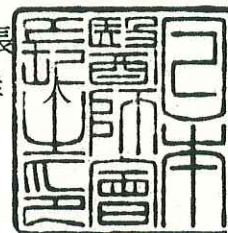
日医発第1093号(地Ⅲ282)

平成21年2月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤 祥



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担取扱要領の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第183号)及び結核医療の基準の全部改正(平成21年厚生労働省告示第16号)につきましては、平成21年2月24日付日医発第1092号(地Ⅲ281)の文書をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、本省令等の施行に伴い、標記取扱要領の一部を別添「新旧対照表」のとおり改正し、平成21年2月1日から適用となる旨、厚生労働省健康局長から各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健 発 第 0123008 号

平成 21 年 1 月 23 日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担取扱要領の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第183号）及び結核医療の基準の全部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第16号）の施行に伴い、別添（写）のとおり、都道府県知事・政令市市長・特別区区長あて通知したところである。

ついては、内容を十分御了知いただくとともに、貴会会員への周知等、特段のご協力をお願いいたします。

健 発 第 0123007 号

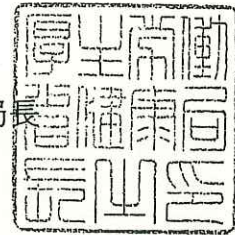
平成 21 年 1 月 23 日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区长

 殿

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による
医療の公費負担取扱要領の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく医療の公費負担の取扱いについては、標記取扱要領（平成11年3月19日付け健医発第455号厚生省保健医療局長通知）によることとされているところであるが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第183号）及び結核医療の基準の全部を改正する件（平成21年厚生労働省告示第16号）の施行に伴い、その一部を下記のとおり改正し、平成21年2月1日から適用することとしたので通知する。

記

別紙1及び別紙2を別添「新旧対照表」のとおり改める。

(別添)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担取扱要領」の別紙1及び別紙2 新旧対照表

改 正 後						現 行					
別紙1						別紙1					
感染症患者医療費公費負担申請書 平成 年 月 日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条 第37条の2 の規定により医療費公費負担を申請します。 申請者の氏名 _____ 申請者の住所 _____ 患者との関係 _____						感染症患者医療費公費負担申請書 平成 年 月 日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 37 条 第37条の2 の規定により医療費公費負担を申請します。 申請者の氏名 _____ 申請者の住所 _____ 患者との関係 _____					
患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日	患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所						住 所					
保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）					保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）				
の 種 別	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）					の 種 別	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
高齢者の医療の確保に関する法律による医療の受給資格	有・無	年 月 から				老人保健法による医療の受給資格	有・無	年 月 から			

別紙2

患 者 票										都道府県（政令市・特別区） 印									
公費負担者番号										1 2 3									
公費負担医療の受給者番号										1 2 3									
交付保険所 名称及び所在地										A 1 抗結核薬 () 剤 使用									
交付年月日										年 月 日									
氏 名										1 薬品名 INH RFP RBT SM EB KM TH EVM PZA PAS CS 2 1のうち局所療法に用いるもの ()									
患者 性 別 年 月 日 男 女										2 副腎皮質ホルモン剤 薬品名()									
住 所										B 1 肺結核 2 結核性膿胸 3 骨関節結核 4 泌尿器結核 5 その他()									
被保険者等の別 健保(本人・家族) 国保(一般・退職本人・退職家族) 生保(保険受給中・保険申請中)										1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術									
市町村の医療の確保に関する 法律による医療の受給資格										有・無									
診療報酬 協定の例 (年 月 日から)										C 骨関節結核の器具療法									
結核指定医療機関 名称 (病院・診療所) 所在地										D A～Cに必要なX線検査及び重検査、B又はCに必要な処置、その他の治療									
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで										E B又はCに必要な収容 日間(前 日間～後 日間)									

別紙2

患 者 票										都道府県（政令市・特別区） 印									
公費負担者番号										1 2 3									
公費負担医療の受給者番号										1 2 3									
交付保険所 名称及び所在地										A 1 抗結核薬 () 剤 使用									
交付年月日										年 月 日									
氏 名										1 薬品名 INH RFP SM EB KM TH EVM PZA PAS CS 2 1のうち局所療法に用いるもの ()									
患者 性 別 年 月 日 男 女										2 副腎皮質ホルモン剤 薬品名()									
住 所										B 1 肺結核 2 結核性膿胸 3 骨関節結核 4 泌尿器結核 5 その他()									
被保険者等の別 健保(本人・家族) 国保(一般・退職本人・退職家族) 生保(保険受給中・保険申請中)										1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術									
老人医療法による 医療の受給資格										有・無									
診療報酬 協定の例 (年 月 日から)										C 骨関節結核の器具療法									
結核指定医療機関 名称 (病院・診療所) 所在地										D A～Cに必要なX線検査、重検査及び血圧検査、B又はCに必要な処置、その他の治療									
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで										E B又はCに必要な収容 日間(前 日間～後 日間)									

健 医 発 第 4 5 5 号
平成 1 1 年 3 月 1 9 日

各 { 都道府県知事
政令市市長
特別区区長 } 殿

厚生省保健医療局長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費
負担の取扱いについて

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の
施行については、平成10年10月20日厚生省発健医第346号・10畜A第2，227号厚生事務次官
・農林水産事務次官連名通知により通知されているところであるが、この法律による医療
の公費負担の取扱いについて、別添のとおり取扱要領を定めたので、本年4月1日以降、こ
の要領によることとされたい。

別 添

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の
公費負担取扱要領

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以
下「法」という。）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合
を含む。）若しくは第46条の規定により入院した患者（新感染症の所見のある者を含む。）
又は法第37条の2第1項に規定する医療を受けた結核患者に対する公費負担及び法第42
条の規定による療養費支給の実施にあたっては、法令及び告示等に定めるところによるほ
か、この取扱要領によって適正かつ円滑な実施を期すること。

この取扱要領は、都道府県、政令市及び特別区における事務処理の準則を示したもので
あるが、特に、患者の入院期間が比較的短期間の場合が多いと見込まれることから、患者
及び医療機関の手続をできるだけ軽減するとともに、可能な限り事務処理の簡素・合理化
を図ることとしているので、都道府県、政令市及び特別区においては原則としてこの取扱
要領によることとし、それぞれの実状に応じて必要な修正補足を加える場合においても、
その内容が関係者に対して煩さなものとにならないように十分注意すること。

なお、生活保護法による医療扶助を受ける者及び社会保険各法による被保険者等に関し
ては、別に通知するところによるほか、この取扱要領によるものとする。

第1 入院患者に対する公費負担（法第37条関係）

1 一般的事項

- (1) 入院患者に対する医療費公費負担関する事務について、その処理の迅速化を図る観点から、保健所長に事務を委任し又は代決させることは差し支えないこと。
- (2) 都道府県知事、政令市市長、特別区区長は公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

2 公費負担の申請等

- (1) 公費負担の申請権者は、入院勧告又は入院措置により入院した患者又はその保護者であること。
- (2) 公費負担の申請者の負担をできるだけ軽減し、かつ、申請に対する判定の事務を迅速に行うため、次の点に留意して行うこと。

ア 入院勧告又は入院措置を実施する旨の通知を行った保健所（以下「勧告保健所」という。）は、当該患者又はその保護者（以下「当該患者等」という。）に対して、医療費の公費負担の制度について説明し、申請書の作成、提出を求めること。

イ 患者の病状等やむを得ない事由により、当該患者等が申請書を作成することができない場合には、勧告保健所又は感染症指定医療機関が申請書の作成を代行することができること。

ウ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができること。

エ 当該患者等により作成された申請書については、患者の家族等により所得証明書等添付書類を整えた上で、速やかに患者の居住地を管轄する保健所（以下「居住地保健所」という。）を経由して勧告保健所に提出するよう指示すること。

オ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、申請書及び添付書類を確認し、記載内容等に不備がある場合には、申請者に対して必要な修正等を指示すること。

カ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、速やかに勧告保健所に送付すること。

3 公費負担の決定

- (1) 勧告保健所は、申請書を受理し、公費負担すべき旨を決定したときは、速やかに、申請者に対し、自己負担額の月額を明示して費用負担する旨の決定通知を行うとともに、当該感染症指定医療機関の管理者に当該決定通知の写しを送付すること。

なお、その際、併せて公費負担者番号、公費負担受給者番号、公費負担の期間（始期、患者が既に退院している場合には、及び終期）を連絡すること。

- (2) 公費負担は、申請書の受理日にかかわらず、入院勧告等に基づき感染症指定医療機関に入院したときを始期とし、法第22条に基づき退院したときを終期とすること。

- (3) 勧告保健所は、公費負担の終期が到来したときは、速やかに申請者及び当該感染症指定医療機関に通知すること。

4 公費負担医療の範囲

入院期間中に感染症指定医療機関において、当該措置に係る感染症医療以外の医療を受けた場合の当該医療費については、その医療が当該患者にとって緊急に必要であり、措置期間中に受療しない場合には当該感染症の回復に悪影響があることが明らか

な場合に限り、公費負担の対象として差し支えないこと。

5 自己負担額の徴収

法第37条第2項の自己負担額の徴収を行う場合は、都道府県知事等が申請者に請求し、徴収すること。

第2 結核患者に対する公費負担（法第37条の2関係）

1 一般的事項

- (1) 法第37条の2の結核患者に対する医療費公費負担に関する事務について、その処理の迅速化を図る観点から、保健所長に事務を委任し又は代決させることは差し支えないこと。
- (2) 都道府県知事、政令市市長、特別区区長は公費負担の実施に関し、各保健所の取扱いに不均衡が生ずることのないよう注意すること。

2 公費負担の申請等

- (1) 公費負担の申請権者は、都道府県、政令市又は特別区の区域内に居住する結核患者又はその保護者であること。
- (2) 公費負担の申請者の負担をできるだけ軽減し、かつ、申請に対する判定の事務を迅速に行うため、次の点に留意して行うこと。

ア 居住地保健所は、当該患者等に対して、医療費の公費負担の制度について説明し、申請書及び次に掲げる添付書類の作成、提出を求めること。

① 当該医療を受けようとする医師の診断書

② 申請前三か月以内に撮影したエックス線写真

イ 申請書の記名・押印は、申請者の自署によってこれに代えることができること。

ウ 申請書の提出を受けた居住地保健所は、申請書及び添付書類を確認し、記載内容等に不備がある場合には、申請者に対して必要な修正等を指示すること。

3 公費負担の決定

- (1) 居住地保健所は、申請書を受理したときは、申請された医療の適否を感染症の診査に関する協議会に諮問したうえ、公費負担の承認又は不承認を決定すること。
なお、決定の期限は、申請書受理日から一か月以内と定められているが、再調査等の必要がない場合は、遅くとも半月以内に決定を行うようにすること。

- (2) 居住地保健所は、承認又は不承認の決定をしたときは、すみやかに患者票又は不承認の通知書を申請者に交付すること。

なお、患者票及び通知書は、申請者及び結核指定医療機関の同意を得たときは結核指定医療機関に直接送付しても差し支えないこと。

- (3) 公費負担の承認期間は、保健所が申請書を受理した日を始期とし、その日から六か月以内の日を終期とすること。ただし、申請書の提出が郵送その他特別の事情のため時日を要した場合には、当該事情の継続した期間についても公費負担を承認して差し支えないこと。

4 医療内容の変更

- (1) 医療内容の変更

3の(1)により承認された医療以外の医療が必要になったときは、あらためて公費負担の申請を行うべきものであること。

なお、この申請を行う場合には、患者票を添付させるものとする。

(2) 結核指定医療機関の変更

患者から結核指定医療機関を変更する旨の届出があったときは、患者票を添付させるものとする。

(3) 住所地の変更

患者が当該都道府県、政令市又は特別区内の他の保健所の管轄区域に住所地を移したときは、結核指定医療機関等の協力を得てその事実を速やかに把握し、当該保健所と連絡を取って、公費負担事務の引継を行うこと。

(4) 患者票の返納

公費負担の承認期間が満了したとき又は都道府県、政令市若しくは特別区の区域外に患者が住所地を移したときは、速やかに、患者票を保健所に返納させること。

第3 療養費の支給（法第42条関係）

- 1 緊急その他やむを得ない理由により、感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者又は結核指定医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局で法第37条の2の医療を受けた結核患者に対する療養費の支給に関する取扱いについては、第1又は第2に準ずること。
- 2 緊急その他やむを得ない理由により、法第37条第1項の申請をしないで感染症指定医療機関に入院し医療を受けた場合には、退院後、申請をすることができるようになり次第速やかに申請するよう指導すること。また、緊急その他やむを得ない理由により、法第37条の2第1項の申請をしないで結核指定医療機関で同条の医療を受けた場合には、申請をすることができるようになり次第速やかに申請するよう指導すること。なお、これらの場合の療養費の支給に関する取扱いについては、第1又は第2に準ずること。

第4 その他

第1から第3までによる公費負担の実施に当たり、別紙1の申請書及び別紙2の患者票を活用することが可能であること。

感染症患者医療費公費負担申請書

平成 年 月 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第 37 条 第37条の 2）の規定により医療費公費負担を申請します。

申請者の氏名

申請者の住所

患者との関係

患者の氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所					
保 険 者 等	健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族）				
の 種 別	生保（保護受給中・保護申請中） その他（ ）				
高齢者の医療の確保に関する法律 による医療の受給資格	有・無	年 月 から			

患 者 票										都道府県（政令市・特別区） 印							
公 費 負 担 者 番 号										病 名	1		2		3		
公費負担医療の受給者番号																	
交 付 保 健 所 名 称 及 び 所 在 地										医 学 療 法 の 種 類	A	1 抗 結 核 薬 () 剤 使 用		1 薬 品 名 INH RFP RBT SM EB KM TH EVM PZA PAS CS 2 1のうち局所療法に用いるもの ()			
交 付 年 月 日		年 月 日										2	副腎皮質ホルモン剤		薬 品 名 ()		
患 者	氏 名										B		1 肺 結 核		1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術		
	性 別	男 女	年 月 日									2	結 核 性 膿 胸				
	生 年 月 日												3	骨 関 節 結 核			
住 所									4		泌 尿 器 結 核						
被 保 険 者 等 の 別		健保（本人・家族） 国保（一般・退職本人・退職家族） 生保（保護受給中・保護申請中）									5	その他 ()					
高齢者の医療の確保に関する 法律による医療の受給資格		有 ・ 無										C 骨関節結核の装具療法					
診 療 報 酬		健保の例 高齢医療の例定 (年 月から) 協 定									D A～Cに必要なX線検査及び菌検査、B又はCに必要な処置、その他の治療						
結核指定医療機関		名 称									E	B又はCに必要な収容		日間（術前 日間～術後 日間）			
(病院・診療所)		所在地															
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで															